平成２５年（フ）第５９６号
大阪市平野区平野東４丁目２番12号　コーポ泰山606
破産者　酒井　ラジャ　ナディム　アハメドこと　ＲＡＪＡ　ＮＡＤＥＥＭ　ＡＨＭＥＤ
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２８号
大阪市淀川区東三国１丁目20番５号　水野マンション301号
破産者　永正　　宏
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５１号
大阪市生野区巽北４丁目２番24号
破産者　井上　雅之
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５４号
大阪府大東市谷川２丁目８番50号
破産者　北田　久枝
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６１号
大阪市東住吉区中野３丁目３番２号　ローレル石橋601号
破産者　白木大介こと浜崎大介こと　安　　正義
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４６号
大阪府羽曳野市島泉６丁目14番14号
破産者　南本塗装こと　南本　信悟
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８９２号
大阪市住吉区上住吉２―15―６―１Ｃ　ハイブ住吉大社１Ｃ、開始決定時の住所堺市堺区七道東町182番地３　ファミール堺1003号室
破産者　中井　博重
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９８５号
大阪府柏原市旭ケ丘３丁目13番９号
破産者　川口　　尚
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１１号
堺市北区長曽根町269番地
破産者　アシストこと　根田　和樹
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
堺市堺区錦綾町１丁２番36号
破産者　田村　吉勝
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７９号
広島市佐伯区利松１丁目17番20号
破産者　小南　　亨
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７０号
福岡県遠賀郡岡垣町百合ケ丘１丁目１番２号
破産者　山田未知子
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２号
佐賀県唐津市大良777番地
破産者　松本　良隆
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２２号
愛知県尾張旭市東印場町３丁目８番地15　ソシア・コシミズＢ―102
破産者　平根　浩晴
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第５０号
大分県日田市清水町100―６、住民票上の住所福岡県北九州市八幡西区熊手１丁目３番24―404号
破産者　板垣　正信
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第５号
北海道小樽市幸２丁目24番４号、前住所北海道小樽市長橋２丁目10番14号
破産者　平井　秀幸
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３４３号
青森市大字筒井字桜川４番地19
破産者　ＲＴＳ三上こと　三上　敦也
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
茨城県古河市駒羽根647番地３
破産者　折笠　克巳
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２７５号
岩手県陸前高田市広田町字黒崎117―１、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1121番地
破産者　津嶋喜久也
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日